



(1) 市民主権

市民一人ひとりがその主体者であることを自覚し、自らの意思によって積極的に参画することを基本とします。

(2) 人権の尊重

性別や年齢、出身、地位、障がいの有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権を尊重します。

(3) 情報の公開

市民、市議会及び市の執行機関が、相互に情報を共有していきます。

(4) 環境の保全

恵まれた豊かな自然環境と良好な生活環境を守り、次の世代に継承していくため、地域をはじめ地球全体の環境に配慮します。

(5) 子育ての視点

次世代を担う子どもたちを安心して育てていける環境を築いていくため、さまざまな面で連携していきます。

(6) 自治体経営

市が基礎自治体として将来にわたって信頼されるため、自立した行財政の確立と、自主的かつ自律した運営をすすめます。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第5条 市民は、自治の主体者として、まちづくりに参画する権利と、コミュニケーションをはじめ、市議会の執行機関と協働する権利を有します。

第6条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画や協働にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこととします。

第7条 市民は、まちづくりに関して、自らの意見を表明又は提案する権利を有します。

(市民の責務)

第8条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画や協働にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこととします。

第9条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画や協働にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこととします。

第10条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画や協働にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこととします。

第4章 市議会の責務

(市議会の責務)

第11条 市議会は、市民の信託に応える最高議決機関として、自治の基本理念にのっとり、住民自治のまちを創造するため、多様な意見を集約し、その意思をまちづくりに適正に反映し、必要な条例の制定や改正等を行い、基本的な事項を議決するとともに、市の執行機関が行う業務を監視する役割を最大限に発揮します。

第12条 市議会は、その活動状況について、情報を全てすみやかに公開するとともに、分かりやすく市民に広報し、開かれた議会運営を図ります。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、市民の代表として、市民の信託に応えてこの条例を遵守するとともに、常にまちの課題や問題点、解決策等の調査・研究に努め、将来にわたる市民全体の利益のために活動します。

第14条 市議会議員は、市民の意見を集約するよう努めるとともに、市民にとって普遍的な利益につながる方策と、その立案力の向上に努め、誠実に職務を遂行します。

第15条 市議会議員は、自らの議会活動とまちづくりに関する考えを明らかにし、市民へ分かりやすく説明します。

第5章 市の執行機関の責務

(市の執行機関の責務)

第16条 市の執行機関は、すべての業務について、市民の信頼を得られるよう、誠実に迅速に対処します。

第17条 市の執行機関は、市民の意見や要望に把握し、最少の経費で最大の効果を発揮できるように、将来を見据え安定した財政運営を行います。

第18条 市の執行機関は、市民の権利と責務が実現できるように、市民のまちづくりへの参画機会を拡充するとともに、市民から出される意見や提案に対して総合的に検討し、その結果について説明責任を果たします。

第19条 市の執行機関は、市のめざすべき方向性やまちづくりの理念を定めて、分かりやすい方法で広く市民に示します。

第20条 市長は、市民の信託に応え、この条例を遵守し、誠実かつ迅速に市政運営を行います。

第21条 市長は、市民の信託に応え、この条例を遵守し、誠実かつ迅速に市政運営を行います。

(市職員の責務)

第22条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを常に意識して、この条例を遵守し、協働によるまちづくりを積極的にすすめるため、誠実かつ迅速に職務を遂行します。

第23条 市職員は、自らの責務を遂行するため、必要な基礎的能力を修得し、積極的にまちづくりの課題解決や立案する能力の向上に努めます。

第6章 市政の運営

(市政運営の基本原則)

第24条 市の執行機関及び市議会は、自治の基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体と対等な立場にたち、自らの判断と結果に責任をもって、市政の運営を行います。

第25条 市の執行機関は、総合計画の策定にあたり、市民が参画できる場を設け、市民の意見を反映するよう努めます。また、策定後は、計画の進捗状況や成果について、情報が共有できるように広く市民へ知らせます。

第26条 市の執行機関は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則にのっとり、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画をまとめ、総合計画を策定します。また、法令等に基づく個別計画の策定及び実施にあたっては、総合計画との整合を確保します。

第27条 市の執行機関は、総合計画を実現するため、法令、条例、予算に基づき、各種の事務や事業を適正かつ適確に執行するための組織体制を整備します。

第28条 市の執行機関は、市政の課題に適切に対応することができる知識と能力を持った職員を育成し、効率的な組織運営に努めます。

第29条 市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、市民のニーズに適切に対応するため、組織の横断的な連携を図り、総合的な行政サービスの向上に努めます。

(総合的な行政サービス)

第30条 市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、市政に関する情報を、積極的に、市民に分かりやすく公開し、情報の共有に努めます。

第31条 市の執行機関は、参画と協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報を、積極的に、市民に分かりやすく公開し、情報の共有に努めます。

(情報共有と説明責任)

第32条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するために、行政手続きに関して必要な事項を別に条例で定め、適切に運用します。

第33条 市の執行機関は、事業の企画立案、決定、実施及び評価にあたっては、必要に応じその必要性や妥当性を分かりやすく市民に説明します。

第34条 市の執行機関は、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政を実現するために、個人情報やプライバシーを適切に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じます。

第35条 市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、市民の意見や要望に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第36条 市の執行機関は、前項の規定に基づく対応について、その経過や結果等を記録し、必要に応じて公開すること、透明性の高い市政運営を行います。

第37条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するために、行政手続きに関して必要な事項を別に条例で定め、適切に運用します。

第38条 市の執行機関は、市民と情報を共有し、市民の参画を図る共通の手段として行政評価を活用します。

第39条 市の執行機関は、行政評価を活用し、市政運営に係る年度の経営方針を定め、これを市民に知らせます。

第40条 市長は、市民の信託に応え、この条例を遵守し、誠実かつ迅速に市政運営を行います。

第41条 市長は、市民の信託に応え、この条例を遵守し、誠実かつ迅速に市政運営を行います。

